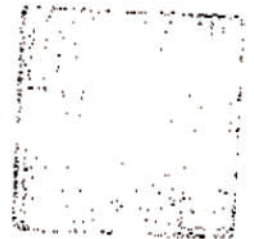


大市教委 2575 号  
平成 25 年 1 月 30 日

様

大阪市教育委員長 長谷川 恵一



審査結果通知書

平成 25 年 1 月 24 日付けで申出のあった「もと精華小学校・もと精華幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル」計画提案審査結果についての不服申し立てについては、次のとおり決定する。

1. 主文

本件異議申し立てを棄却する。

2. 理由

本件プロポーザルにおける不服申し立ては、計画提案審査の結果について不服のある場合に申し立てができるものであり、本件プロポーザルの実施条件自体についての異議の申し立てを審査するものではない。

申立人は本件プロポーザルに応募申込をしているが、異議申立書に記載されている「4 異議申立の理由」のいずれにおいても、本件プロポーザルの実施条件等についての異議申立であり、自らの計画提案審査の結果についての不服を申し出ているものではないため。